

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和3年5月10日（月）午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館（駐輪場）8階大会議室

農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 徳行	24番 徳永 芳也

午後3時00分 開会

事務局

ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中24名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、農業委員会総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。本日の総会は、私たち、第25次の農業委員にとりまして審議を行う最初の総会でございます。これから3年間、委員の皆様のご協力を賜りまして、熊本市農業委員会の活動を充実したものにし、農地利用の最適化推進に一層取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、挨拶といたします。

それから、昨日のタマネギの収穫、本当に暑い中でございましたけれども、本当にありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。
 それでは、本総会は熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、
 会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。
 会長、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、審議に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の
 議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、
 3番の西田廣行委員と4番の上田定信委員を、書記に、事務局の
 栗山誠二主査を指名いたします。よろしく願いいたします。

 本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請
 から追加議案1、農地利用最適化推進委員の委嘱についてまでの8件
 でございます。

 初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、30
 件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条
 第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願い
 いたします。

 それでは、1番、お願いいたします。

17番 眞鍋宣孝委員

 17番委員、眞鍋です。

 1番から3番までにつきまして、地区委員会での協議状況をご報告
 いたします。

 1番は、後継者へ経営委譲のための所有権移転の申請です。申請地
 には許可後、牧草を作付されるとのことです。

 2番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請地には露地
 野菜のカボチャを作付されるとのことです。

 3番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請地には許可
 後、ニンジンを作付されるとのことです。

 以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項
 各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果
 でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員よりご報告がございましたが、この件について
 何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、4番お願いします。

9番 田上正富委員

9番委員、田上と申します。

4番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、4番から6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんですか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続いて7番。

10番 東哲治委員

10番委員、東です。

7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカン、水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見はございませんでしょうか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

8番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番、9番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜等を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

10番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。借人は水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地にはハウレンソウを作付される計画です。

11番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、ナスを栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、キャベツを栽培されている農家で、申請地にはキャベツを作付される計画です。

13番は、新規就農として所有権移転の申請です。譲受人は許可後、申請地でナスを栽培される計画です。譲受人に先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行い、新規就農の要件を満たしていることを確認いたしました。

以上6件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、8番から13番まで、地元委員によりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、14番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

14番から16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、耕作の便宜上取得による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻及びトマトを作付けされている農家で、申請地にはトマトを作付けされる計画です。

15番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻及びトマトを作付けされている農家で、申請地には水稻及びトマトを作付けされる計画です。

16番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻を作付けされている農家で、申請地には水稻を作付けされる計画です。

以上3件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、14番から16番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

17番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻及びニンニクを作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　17番について地元委員よりご報告がございましたが、この件につ

いては何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、18番。

3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

18番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、施設野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

19番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

20番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

以上3件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、18番から20番まで、地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、21番。

2番 小佐井亮祐委員

2番委員、小佐井でございます。

21番から23番について、地区委員会での協議状況について報告します。

21番、22番は関連です。経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は造園業を営まれておられ、今回取得される農地には、許可後、庭園用樹木の苗木を植え付けられる予定です。

23番は、祖父から孫へ貸し付けられるもので、使用貸借権設定の

申請です。借受人は現在会社勤めの傍ら、実家の農業に従事されておりますが、将来は後継者として農業を継がれる予定です。今回の申請地にはこれまでどおりにスイカ、水稻を作付けされます。

以上3件、先日の地区委員会において協議し、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものとして、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、21番から23番までご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、24番。

11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

24番から30番について、地区委員会での協議状況を報告します。

24番は、所有権移転の申請で、親から子へ贈与されるものであります。譲受人はスイカ、大根を栽培されており、申請地には引き続きスイカを作付されます。

25番につきましても所有権移転の申請で、親から子へ贈与されるものです。譲受人は水稻、スイカ等を栽培されており、申請地には引き続き水稻、スイカ等を作付されます。

26番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、スイカ、メロン等を栽培されており、許可後はスイカを作付される予定であります。

27番も経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は農地所有適格法人で、経営内容はキュウリなど、主に施設野菜を栽培されており、特に申請地には許可後、ジャガイモを作付される予定であります。

28番は、使用貸借権を設定し、後継者へ経営委譲される申請であります。借受人は水稻を栽培されており、申請地には許可後も水稻を作付される予定であります。

29番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、スイカ等を栽培されており、許可後はニラを作付される予定であります。

30番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は農地所有適格法人で、経営内容は養豚業のほか、牧草、アスパラガスなどを栽培されております。今回の申請地には許可後、牧草を作付される予定であります。

以上7件、先日の地区委員会で検討した結果、いずれも農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、24番から30番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番。

4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

1番について、地区委員会で協議状況をご報告申し上げます。

1番は、農業用倉庫及び農業用資材置場への転用申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は、原則不許可ですが、今回の申請は農業用施設用地として利用するものであり、不許可の例外に該当するものと判断いたします。なお、申請地は平成元年頃から許可を得ないまま利用されていることから、申請に当たっては始末書が提出されております。土地利用状況は畑1筆、1,346㎡のうち、561㎡に農機具等の保管用の倉庫1棟が建築されているほか、農業用資材置場として利用されており、現地の状況から転用面積は適正なものと判断いたしました。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま1番について地元委員より報告がございましたが、この件

について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、
70件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可
基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたし
ます。

1番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区
分は市街地化の傾向が著しい区域内で、上下水道埋設道路の沿道にあ
り、500m以内に医療施設が2つある第3種農地と判断されてお
ります。土地利用計画は転用面積477㎡に個人住宅木造平屋建て1棟
の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、
給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発
許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課
へ事前審査を申請中とのこと。工事期間は令和4年1月30日ま
でを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いた
しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立
地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協
議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、こ
の件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
続きまして、2番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

2番と3番までにつきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は小集団の生産性の低い第2種農地と判断され、代替性も検討されております。土地利用計画は転用面積461㎡に個人住宅木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除について問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和4年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

3番は、運送業を営む法人が所有権移転し、駐車場へ転用する申請です。農地区分は小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。代替性検討については、事業計画書に記載されております。土地利用計画は大型トラック駐車場13台分及びその転回スペースとして利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は令和3年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、2番と3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　ありがとうございます。もう少し大きい声でお願いいたします。異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続いて、4番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

4番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたし

ます。

4番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地につきましても検討されております。土地利用計画は転用面積379㎡に個人住宅木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答が添付されております。工事期間は令和4年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

5番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地につきましても検討されております。土地利用計画は転用面積316㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和4年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

6番は、親子間で使用貸借権を設定し、個人住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は転用面積505.79㎡に個人住宅木造平屋建て1棟及び公衆用道路を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和4年7月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断をいたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長

ただいま、4番から6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続いて、7番。

10番 東哲治委員

10番委員、東です。

7番から8番につきまして、地区委員会の協議状況を報告します。

7番は、親子間で使用貸借権を設定し、農家住宅及び農業用倉庫を建設する転用許可申請です。申請地は中山間地の広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断され、代替地についても検討されています。土地利用計画は申請地に農家住宅1棟及び農業用倉庫1棟を建設される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除について問題ありません。工事期間は令和4年5月17日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しています。

8番は、所有権移転による駐車場及び資材置場への転用許可申請です。申請地は中山間地の広がりのない小集団の農地のため、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は申請地に2tトラック1台分の駐車場及び転回スペース、また作業用採集コンテナ、タンク、ホース置場として利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除について問題ありません。ただし、許可を得ないで事前より資材置場として利用してきたことに対し、始末書の提出があります。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、7番から8番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続いて、9番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

9番から48番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番から46番までは関連で、不動産の売買等を営む法人が所有権移転し、地区計画による宅地分譲地へ転用する申請です。農地区分は、市街地の地域に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目及び市街化区域の農地を含む総事業面積5万5,061.77㎡、総転用面積4万9,420.46㎡に宅地分譲地164区画、道路、公園、調整池、水路等として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。通常、住宅等土地の造成のみを目的とするものである場合は許可できませんが、都市計画法に規定する地区計画が定められている地域で、住宅の用に供されることが確実であると認められる場合に該当するため、宅地分譲への転用が可能となります。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和4年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。なお、本案件は4haを超えるため、大臣協議が必要な県知事許可案件となります。

47番は、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は他地目含む総事業面積209.2㎡、転用面積160㎡に普通車両3台分の駐車場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和3年9月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

48番は、所有権移転による貸車両置場及び貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断されます。申請人も同区内に居住しております。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は中古車販売業を営む譲受人が現在使用している車両置場及び資材置場が事業拡大により手狭になり、会社近隣の申請地を選定したものであり、転用面積2,735㎡に普通車両72台、小型車両36台、大型車両12台分の車両置場及び車両修理資材用の資材置場を整備し、譲受人が経営する法人へ貸し付ける計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和3年12月20日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上、40件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なもの判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、9番から48番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、47番から48番までは申請どおり許可することに決定いたします。なお、9番から46番については、転用面積が3,000㎡を超えていますので、農業会議へ意見を聴取することといたします。また、本案件は4haを超えますので、農林水産大臣への協議が必要な県知事許可案件となります。農業会議から答申を受けましたら、許可相当との意見を付して、申請書を県知事へ提出することといたします。

次、49番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

49番から51につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

49番から51番は関連で、不動産売買と土木工事業などを営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地への転用許可申請です。建築条件付売買予定地とは、平成31年3月に新たに創設された制度です。農地区分は市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、申請地から300m以内にJR富合駅がある第3種農地と判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は申請地に建築条件付売買予定地13区画を整備される計画で、転用面積としては妥当なもの判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可の事前審査の回答書の提出もなされております。工事期間は令和4年12月25日までの予定で、許可

後速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なもの判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、49番から51番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。なお、49番から51番までについては、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

次、52番。

3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

52番から58番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

52番は、建築工事業を営む法人が農地を所有権移転し、資材置場への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は申請地にコンクリート製品、建設用足場、クラッシュラン等の資材置場を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和3年9月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

53番と54番は関連で、所有権移転による太陽光発電設備への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は申請地991㎡に太陽パネル180枚、発電能力79.2kwを設置する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、経済産業省の認定書、九州電力の負担金のお知らせなど、必要書類もそろっており、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和4年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手され

ることを確認しております。

55番と56番は関連で、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は申請地に木造2階建て住宅1棟、155.67㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等も問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前協議の申請中とのことです。工事期間は令和4年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

57番は、所有権移転による道路への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は申請地に道路を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除等も問題ありません。工事期間は令和3年12月25日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

58番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は申請地に木造平屋建て住宅1棟、91.25㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前協議の申請中とのことです。工事期間は令和4年5月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上7件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、52番から58番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
59番、お願いします。

4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

59番から70番について、地区委員会での協議状況をご報告申し上げます。

59番は、使用貸借権を設定し、個人住宅に転用する申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものであり、代替地についても検討されていることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地利用計画は申請地346㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正な面積と判断いたします。工期は令和4年5月1日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。なお、転用許可と併せて開発許可が必要となりますが、事前審査回答済みです。

60番につきましても、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されますが、59番と同じく集落に接続して設置されるものであり、代替地についても検討されていることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地利用計画は申請地383㎡に木造2階建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積として適正な面積と判断いたします。工期は令和4年5月1日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。なお、転用許可と併せて開発許可が必要ですが、事前審査回答済みです。

61番と62番は関連です。個人住宅への転用で、61番が所有権移転、62番が使用貸借権設定の申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されますが、この件も集落に接続して設置されるものであり、代替地についても検討されていることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地利用計画は申請地3筆、計456㎡と農地以外の土地を合わせた総事業面積470.77㎡に木造2階建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積として適正なものと判断いたします。工期は令和4年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。なお、集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要ですが、事前審査回答済みです。

63番は、不動産の売買仲介等を営む法人が所有権移転し、月極駐車場へ転用する申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地の

検討もなされております。土地利用計画は申請地332㎡に駐車場15台分及び通路を整備し利用する計画で、転用面積として適正なものと判断いたします。工期は令和4年5月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

64番、65番は、不動産の売買等を営む法人からの建売住宅の申請です。この件につきましては、地区委員会での現地調査におきまして、周辺の営農条件への支障、具体的には住宅の建築により、隣接する農地への日照に影響を与えるおそれがあることから、申請者へ事業計画の見直し等をお願いしているところです。よって、本件につきましては次回の地区委員会で再度審議する必要があるため、今回は継続審議とすることが妥当であるとの協議結果となりました。

66番から70番は関連です。所有権移転の申請で、宅地の開発・造成等を営む法人からの建売住宅への転用申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は申請地6筆、計4,308㎡に木造平屋建て住宅15棟の建築のほか、道路、公園等を整備し、利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。工期は令和6年1月20日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。なお、集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要ですが、事前審査回答済みです。

以上12件、先日の地区委員会において現地調査を行い、立地基準及び資金、信用など、転用の確実性、周辺農地の営農状況への支障の有無など、一般基準について検討したところ、64番、65番を除く10件についてはいずれも転用許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、59番から70番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、59番から63番までは申請どおり許可することに決定いたします。64番から65番は継続審議とします。

66番から70番については転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することいたします。

続きまして、第4号議案、農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請1件でございます。それでは、調査委員会委員長より、協議結果のご報告をお願いいたします。

調査委員会委員長

調査委員会委員長の1番委員、谷口でございます。

1番は、農地法第18条第1項の規定による許可申請でございます。この件につきましては、先日、熊本市農業委員会調査委員会を開催し、協議を行いました。その結果、許可相当と判断し、総会において審議をお願いするものでございます。

本案件は、市街化区域内の東区下南部3丁目の農地2筆の賃貸借の貸借解約の申請でございます。合意解約ではなく、土地所有者からの単独申請です。申請人によりますと、当該農地のうち、実は賃貸人自身が耕作をしており、今後は転用の具体的な計画があるものでございます。もう一筆は耕作の状態であり、賃借人による耕作がされていない状態であることから、今回の申請に至ったとのことでございます。

調査委員会では、許可の要件に当たる農地法第18条第2項第1号賃借人が信義に反した行為をした場合に該当するかどうかを協議いたしました。その内容についてご説明を申し上げます。

当該農地につきましては、昭和62年3月26日付で農地法第3条の賃貸借契約が許可されているものでございます。賃貸人及び現場を調査した地区担当の委員双方の証言により、20年頃前に賃借人が失踪したため、現在は所在地に居住しておらず、当時から当該農地が賃借人による耕作がなされていない事実を確認をいたしております。また、対象農地を事務局職員にて確認したところ、隣接地1筆は荒地で耕作状態でございます。もう一筆は賃貸人の申出どおり、農地の一部分が賃貸人による耕作がされていることを現地調査により確認しております。また、賃料につきましては、当然失踪時より支払われておらず、5年前からは前賃貸人である現賃貸人の父の財産が成年後見人制の適用になっており、令和2年1月9日に現賃貸人に当該農地の相続が行われるまでは、裁判所及び弁護士の管理下にあったことから、賃料の授受がないことが証明できると考えられます。

以上のことにより、本案件について総合的に判断しますと、農地法第18条第2項第1号賃借人が信義に反した行為をした場合に該当するものと判断され、熊本市農業委員会調査委員会においては許可相当であると判断したところでございます。

以上、ご報告いたします。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、委員長よりご報告がございましたが何かご意見はございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　それでは説明します。

　　第5号議案、第6号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。

　　まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（2号）についてご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細の35ページの1番から39ページの12番までの合計12件で、全てが公社からの売渡しと買入れになります。面積は12件合わせまして、田の2万1,830㎡、畑の1万76㎡の合計3万1,906㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細39ページの13番から59ページの57番と60ページの59番、それと70ページ、70番の合計47件で、契約期間別では6年未満が33件、6年以上10年未満が1件、10年以上が13件で、面積は47件合わせまして、田の21万699㎡、畑の1万6,293㎡の合計22万6,992㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、施設野菜、大豆、果樹、露地野菜、麦です。

　　続いて、再設定分です。明細60ページの58番と69ページの69番までの合計11件で、契約期間別では、6年未満が6件、10年以上が5件で、面積は11件合わせまして、田の5万7,110㎡、畑の8,382㎡の合計6万5,492㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、露地野菜、飼料作物、花卉、施設野菜です。

　　続きまして、第6議案です。

　　71ページの表をご覧ください。

　　こちらは、農地中間管理機構の貸借の新規設定になります。明細72ページの1番から99ページの58番までで、契約期間別では、6年未満が10件、10年以上が48件で、面積は58件合わせまして、

田の17万1,092.91㎡、畑の2万3,461㎡の合計19万4,553.91㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては以上です。

議長 ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。

この件について何かご意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願3件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

9番 田上正富委員

9番委員、田上と申します。

1番につきまして、地区委員での協議状況をご報告いたします。

1番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願い出人は水稲及びミカンを栽培されている農家で、対象農地13筆について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付については何ら問題がないものと協議をいたしました。

以上1件、ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
次は2番です。

10番 東哲治委員

10番委員、東です。

2番につきまして、地区委員での協議状況を報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条第1項の贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願い出人はミカンを栽培されている農家で、対象農地1筆について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定します。
次は3番です。

2番 小佐井亮祐委員

2番委員、小佐井です。

3番について、地区委員会での協議状況について、報告いたします。

相続税の納税猶予継続のための、引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。対象農地7筆につきましては、地元委員による現地調査の結果、スイカの作付等、引き続き農地として適正に管理、耕作が行われていることを確認いたしました。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、3番について地元委員よりご報告がございましたが、こ

の件について何かご意見はございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定します。次に、追加議案1、農地利用最適化推進委員の委嘱についてです。この件につきましては、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、追加議案についてご説明いたします。追加議案1、こちらの資料をお願いいたします。農地利用最適化推進委員の委嘱についてでございますが、1名欠員になっておりました南区中緑・銭塘区域の農地利用最適化推進委員の候補者を記載しております。農地利用最適化推進委員は農業委員会等に関する法律第17条の規定により、農業委員会が委嘱するものでございます。本年4月1日から4月28日までの期間、推進委員の公募を行い、その結果、募集定数1名に対して1名の推薦がございました。本日農地利用最適化推進委員選考委員会が開催され、推進委員候補者が選任されました。この候補者を農地利用最適化推進委員として本日、令和3年5月10日付で委嘱してよろしいかお諮りするものでございます。説明は以上でございます。
- 議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、ご異議ございませんか。
- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということですので、原案どおり委嘱することを決定します。次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。1番から12番までの合計124件となっております。件数のみ報告します。以上です。
- 議 長 次に、次第の6のその他ですが、本日は特に何もございません。それでは、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございます。

以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時30分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和3年5月10日

議長 福原 幸一

署名委員 西田 廣行

署名委員 上田 定信

書記 栗山 誠二